

# パーフェクトローラー講座 テキスト

## 図表を用いて、断片的になりがちな知識を体系的にまとめ上げた「至極の教材」

「本試験分析のプロ」として定評ある根本講師が、出題傾向に沿って狙われやすい部分を強化。基礎的な説明の文章はできるだけ省略し、図表を多用して比較をしながら理解することを目指しています。



講師による  
テキスト  
まるわかり動画を  
公開中!

### 【会社法】

LEC東京リーガルマインド 複製・頒布を禁じます

(4) 各委員会  
【図表227 指名委員会等設置会社における各委員会】

	指名委員会	監査	報酬委員会
委員の員数	3名以上(400 I)		
委員の前提資格	① 委員の全部が取締役であることを要する(400 II) ② 委員の過半数は、社外取締役でなければならない(平20-34-イ)(注1)		
委員の選定・解任権者	取締役会(400 II・401 I)		
欠員補充	① 権利義務承継委員(401 II) ② 収買委員(401 III)		
招集	(1) 原則 指名委員会等を招集するには、その委員は、指名委員会等の日の1週間前までに、当該指名委員会等の各委員に対してその通知を発しなければならない(411 I)。 (2) 例外 指名委員会等は、当該指名委員会等の委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる(411 II)。 指名委員会等の決議は、議決に加わることができるその委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う(412 I)。 指名委員会等の決議について特別の利害関係を有する委員は、議決に加わることができない(412 II)。		
決議	指名委員会等の議事については、法務省令(施規111)で定めるところにより、議事録を作成し、出席した委員は、これに署名又は記名押印(議事録が電磁的記録で作成されている場合は電子署名)しなければならない(412 III、IV・施規225 I②)。		
議事録			
権限	① 執行役等に対して各委員会が求めた事項について説明を要求する権利(411 III) ② 委員がその職務の執行(当該委員が所属する指名委員会等の職務の執行に関するものに限る。)に係る費用等に関する費用等前払請求・償還請求(404 IV)		
権限	株主総会に提出する取締役及び会計参与の選任・解任に関する議案の内容の決定(404 I)	執行役・取締役・会計参与の個人別の報酬等の内容の決定(404 III前段)	
相違点			
兼任禁止(注2)		監査委員の兼任禁止対象(400 IV) ① 指名委員会等設置会社の執行役・業務執行取締役 ② 子会社の執行役・業務執行取締役・会計参与・支配人その他の使用人	

※3か月に1回の職務執行状況の報告は省略することができない(372 II III) [平29-30-ア]

LEC東京リーガルマインド 複製・頒布を禁じます

【図表228 取締役会・特別取締役による取締役会・指名委員会等・監査等委員会・監査役会】

	取締役会	特別取締役による取締役会	指名委員会等設置会社における指名委員会等	監査等委員会における監査等委員会	監査役会
招集権者	原則：各取締役(366 I) 例外： ① 定款又は取締役会決議により招集権者を定めた場合(366 I但書) ② 招集権者でない取締役(366 III) ③ 監査役(383 II、III) ④ 株主(367・368 II) ⑤ 監査等委員会が選定する監査等委員(399 条の14) ⑥ 指名委員会等が委員の中から選定する者(417 I) ⑦ 執行役(417 II)	各特別取締役(373 II・366 I)	各委員(410)	各監査等委員(399 条の8)	各監査役(391)
招集権者の選定	可(366 I但書)	不可(373 IV・366 I)	不可(410)	不可(399 条の8)	不可(391)
監査役出席	監査役設置会社においては、必要(383 I)	監査役設置会社においては、必要(383 I、II)			必要(当然)
招集手続の省略	あり(368 II) 取締役(監査役設置会社)においては、取締役及び監査役の同意が必要	あり(373 II・368 II) 各特別取締役(監査役設置会社)においては、特別取締役及び監査役の同意が必要	あり(411 II) 当該指名委員会等の委員の全員の同意が必要	あり(399 条の9 II) 監査等委員の全員の同意が必要	あり(392 II) 監査役全員の同意が必要
招集通知を差する期間	会日の1週間前(定款で短縮可能)(368 I)	会日の1週間前(取締役会で短縮可能)(373 II・368 I・411 I)	会日の1週間前(定款で短縮可能)(392 I・399 条の9 I)		
決議要件	取締役の過半数が出席し、その過半数(定款で加重可能)(369 I)	特別取締役又は委員の過半数が出席し、その過半数(373 I・412 I)(取締役会で加重可能)	監査役出席の過半数(399 条の10 I)	監査役出席の過半数(393 I)	
決議の省略	あり(370)	なし(373 IV)	規定なし	規定なし	
報告の省略	あり(372)※	あり(372)	あり(414)	あり(399 条の12)	あり(395)

※3か月に1回の職務執行状況の報告は省略することができない(372 II III) [平29-30-ア]

### 【民法】

LEC東京リーガルマインド 複製・頒布を禁じます

第447条(保証債務の範囲)

I 保証債務は、主たる債務に関する利息、違約金、損害賠償その他その債務に從たる(①)のものを含む。  
II 保証人は、その保証債務についてのみ、違約金又は損害賠償の額を約定することができる(②)。

① すべて  
② できる[平5-5-ウ]

【趣旨】  
1項は、保証債務の範囲につき債権者・保証人間に特約がない場合の補充規定である。  
2項は、保証債務の別個独立性に基づいて、保証債務についてのみ違約金や損害賠償の額を約定することを認めるが、これは、保証債務の履行を確実にするにすぎないので、内容の付従性(448)には反しない。

[平5-5-ウ]  
主たる債務について違約金の定めがない場合に、保証債務について違約金を定めても無効である。

【図表1 保証人の責任の範囲】

	引渡債権 債権者A (Bに前払金を支払う)	債務者B 保証人	保証人は責任を負うか
特定物の売主の保証の場合の債務不履行により契約が解除された場合における原状回復義務(裁判例40.6.30)			○ [平31-16-オ]
合意解除から生じる原状回復請求権			×
損害賠償請求権			(注)

(注) 例外として責任を負う場合の要件  
① 合意解除が債務不履行に基づくものであり、  
② 解除の際に定められた約定期限が実質的に見て解除権の行使による解除によって負担すべき主債務者の債務より重いものでない(裁判例47.3.23)

第448条(保証人の負担と主たる債務の目的又は態様)

I 保証人の負担が債務の目的又は態様において主たる債務より重いときは、これを(①)主たる債務の目的又は態様が保証契約の締結後に加重されたときであっても、保証人の負担は(②)。  
II 主たる債務の目的又は態様に減縮する。  
② 加重されない

【注釈】  
付従性とは、保証債務が主たる債務の存在を前提とし、主たる債務に從たる性質をもつことをいう。本条は、内容の付従性を定める。

LEC東京リーガルマインド 複製・頒布を禁じます

第891条(相続人の欠格事由)

次に掲げる者は、相続人となることができない。  
① (①) 被相続人又は相続について(②)にある者を死亡するに至らせ、又は(③)に、刑に処せられた者  
② 被相続人の殺害されたことを知って、これを告発せず、又は告訴しなかった者。ただし、その者に是非の弁別がないとき、又は殺害者が自己の配偶者若しくは(④)であったときは、この限りでない。  
③ 詐欺又は強迫によって、被相続人が相続に関する遺言をし、撤回し、取り消し、又は変更することを妨げた者  
④ 詐欺又は強迫によって、被相続人に相続に関する遺言をさせ、撤回させ、取り消させ、又は変更させた者  
⑤ 相続に関する被相続人の遺言書を偽造し、変造し、破棄し、又は隠匿した者

① 故意に[平17-23-ア] ④ 至らせようとしたため  
② 先順位若しくは同順位 ⑤ 直系血族

【趣旨】  
相続人の地位を占めるべき者であっても、一定の重大な事情が存在するため、この者に相続させることが一般の法感情から見て妥当でない場合があるため、そのような事情のある場合に相続人の意思を問うことなく法律上当然に相続人たる資格を失うものとした。相続人の一定の重大な非行に対する制裁である。

【図表2 相続欠格事由】

相続人の行為	欠格事由に該当するか
殺人未遂	○
殺人未遂	○ [平14-22-1]
傷害致死	× [令4-22-ア]
遺失致死	× [平14-22-1]

【図表3 相続欠格事由】 ※ [平14-22-2/平27-22-ウ]

相続人の行為	自分Eは相続人となるか
父Cの相続	× ∵「被相続人」の殺害
父殺害後、母Dが死亡した場合の母Dの相続	× ∵「母の相続につき「同順位」の父を殺害している ※
父殺害後、祖父Aが死亡した場合の祖父Aの相続	× ∵「祖父の相続につき「先順位」の父を殺害している

[平14-22-3]  
被相続人が殺害されたことを知りながら告訴又は告発をしなかった者であっても、自己の父が殺害者であるために告訴又は告発をしなかったときは、相続人となることができる。

殺害者が「自己の配偶者又は直系血族」であったときは欠格者とならない(891 ②但書)が、自己の父は傍系血族であってこれに該当しないからである。

- 1 覚えるべき表か、理解する表かが一目瞭然**  
図表の中には見て理解でとどめて良いものと、暗記作業をして記憶にとどめる(すぐに出せる)状態にすべきものがあります。暗記作業をすべきものは図表タイトルを見ればすぐにわかるようにしています。
- 2 図表で知識を整理し、横断的に理解する**  
混同しやすい知識を図表で比較整理することで各知識の「共通点」と「相違点」が明確になり、各制度の横断的な理解へと繋がります。
- 3 出題実績を知って学習にメリハリを**  
過去に本試験で出題された知識には出題された年度と問数が記載されており、出題実績を知ることで学習のメリハリをつけることができますし、過去問演習の際にはテキストの参照ページが一目で分かります。
- 4 アウトプットしやすい仕掛け**  
テキストを読んでいるだけでは、知識の定着を図ることは難しいものです。今年のパローテキストは、テキストで出来るだけアウトプットできるような仕掛けを施しています。  
◆重要条文は、穴あきの問題形式で記載  
◆論点の問いかげと、その答えを掲載する  
このテキストにより、知識が入っているかを確認しながら学習することができます。
- 5 さらにシャープに、イメージを持ちやすく**  
「多くの回数を回せるよう、よりシャープにし、より見やすくしたい」、これが今年改訂方針です。テキストの全面的な見直しをしたうえで、説明の過重な部分を削り、見やすい図表に改良し、イメージが持てるような図も挿入しています。

合格者が語る パーフェクトローラー講座のここが良かった

<b>鈴木美穂さん</b> テキストの表をイメージで暗記 ◆パーフェクトローラー講座テキストの表を絵的に思い出して「あの表の左よってなんだっけ?」といった感じに思い出せるなど、ノートやテキストにまとめられた表を丸暗記して、そのうえでテキストや条文を読み返すことで知識が定着しました。	<b>O・Kさん</b> 図表を使って知識の定着ができた ◆合格した年はパーフェクトローラー講座を受講しておりました。必要な知識が図表になっており大変見やすく、表の部分を隠したりして知識の定着を図るようになっておりました。根本講師の講義内容も特に理解がしづらな分野に集中して講義していただき、大変分かりやすくまた印象に残りやすかったです。	<b>永田賢四朗さん</b> 暗記マークでメリハリをもって学習 ◆パーフェクトローラー講座は何と言ってもテキストの図表が秀逸です。暗記の箇所には全て暗記マークが書いてあり覚えるべきところがはっきりしています。最初の受講のときから覚えると言われたところを素直に暗記しておけばもっと早く受かったのでは…と後悔しています。	<b>奥田志のぶさん</b> 違う角度からもインプットすること ◆テキストは図表が充実しており、比較しながら覚えられますので、頭に入りやすかったです。暗記すべきものには「暗記」のマークがあるので、意識して覚えるようにしました。また似ている論点の横断整理もあり、違う角度からもインプットすることで、記憶に残りました。	<b>西山友貴さん</b> 記憶に残る講義 ◆自分では勉強しにくいところかつ重要なところを中心に、理論的に説明されるので分かりやすく、イメージがしやすい記憶に残る講義でした。本試験では苦手の仮登記が出題されましたが、根本講師が講義中に話されたことがそのまま出て心の中でガッツポーズしました。	<b>I・Mさん</b> とにかく面白く飽きない講義 ◆パーフェクトローラー講座は難易度の高い論点も載っており、3年目の学習教材としてぴったりでした。また、どちらの講座においても、根本講師は講義の中で寸劇を交えたり、ユニークな語呂合わせを教えてくださいました。とにかく面白く飽きない講義でした。
---	---	--	---	---	---